

## ぬまづプレミアム商品券取扱い事業者募集要領

### 1. 事業の目的

消費税・地方消費税の引き上げが、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行する。

### 2. プレミアム付商品券事業の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 名称     | ぬまづプレミアム商品券（以下「商品券」という。）   |
| (2) 事業主体   | 沼津市  |
| (3) 商品券発行額 | 9億2千5百万円   |
| (4) 発行部数   | 総数18万5千冊（額面500円×10枚）   |
| (5) 販売価格   | 1冊4,000円（額面5,000円）   |
| (6) 購入限度   | 購入引換券1通につき5冊（20,000円、額面は25,000円）   |
| (7) 販売期間   | 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）  |
| (8) 使用期間   | 令和元年10月1日（火）～令和2年3月1日（日）   |
| (9) 換金期間   | 令和元年10月1日（火）～令和2年3月13日（金）  |
| (10) 対象者   | (1)平成31年度市民税非課税者（市民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く）<br>(2)平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主 |

### 3. 商品券の取扱いにおける遵守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 券面に記載の額面以下の使用であってもお釣りは渡さないで下さい。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 店舗等で独自に商品券の使用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示して下さい。
- (6) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (7) 商品券の盗難及び紛失・滅失について、市はその責任を負いません。

### 4. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 国及び地方公共団体への支払
- (2) 不動産、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等
- (3) 出資、金融商品
- (4) たばこ
- (5) 有価証券、商品券、プリペイドカード等
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- (7) 特定の宗教又は政治団体に関わるもの

(8) 公序良俗に反するもの

## 5. 取扱い事業者の参加資格

沼津市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、沼津市内の店舗等に限り商品券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の(1)～(5)の事業者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記4「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に指定する暴力団員をいう。)であると認められる事業者
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。)又は暴力団員が、が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる事業者
- (6) 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者

## 6. 取扱い事業所における注意事項等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、取扱い事業所掲示ポスターを消費者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用される商品券について、受け取る前に問題がないかを確認して下さい。偽造防止ホログラムが無い、色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判断できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報し、また、沼津商工会議所地域振興課に報告して下さい。
- (3) 商品券の不自然な使用があった際には、その場で沼津商工会議所地域振興課にお問合せ下さい。
- (4) 商品券を受け取った時は、他店等での再使用を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- (5) 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名(取扱店舗受領印)が異なると換金できない場合があります。  
店舗名等が変更になった場合は、直ちに沼津商工会議所地域振興課に報告して下さい。
- (6) 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。
- (7) 使用済の商品券を換金するため、換金先として指定する金融機関の預金口座があると便利です。  
(換金は、口座振込です。)換金取扱金融機関の窓口は、沼津信用金庫の沼津市内の本支店及び沼津市商工会戸田支所となります。
- (8) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難等による損失は取扱い事業所の責任とし、市はその責を負いません。

## 7. 取扱い事業所の登録について

- (1) 申込方法

取扱い事業所の登録を希望する事業所は、この「募集要領」に同意の上、下記申込先あてに申請して下さい。

—申込先—

〒410-0046

沼津市米山町 6 番 5 号 沼津商工会議所 地域振興課 (TEL:055-921-1000)

なお、市内に複数の店舗等の登録を同時に希望する事業者については、すべての店舗が「募集要領」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

この場合、各店舗の名称、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX 番号、担当者名のわかるものを添付してください。様式は問いません。

## (2) 申込期間

令和元年 7 月 1 日（月）～令和 2 年 2 月 28 日（金）まで

※令和元年 8 月 30 日（金）までに申し込み済の事業所は、商品券販売時にお渡しする一覧表に掲載します。8 月 31 日以降に申し込んだ場合は、随時、沼津商工会議所ホームページに掲載いたします。

## (3) 取扱い事業所の登録

取扱い事業所は、審査を経て承認・登録し、沼津商工会議所のホームページに掲載します。

取扱い事業所の登録状況については、沼津商工会議所ホームページ掲載の一覧表をご確認ください。

また、商品券取扱い事務に必要な用品一式は、後日配布いたします。

※商工会議所ホームページ (<https://www.numazu-cci.or.jp>)

## 8. 取扱い事業所の登録の取り消しについて

次のような事由が生じた場合には換金の拒否や取扱い事業所登録を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は請求する場合があります。

- (1) 取扱い事業所が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (2) 取扱い事業所が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「5. 取扱い事業者の参加資格」の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他「募集要領」に違反する行為が認められるとき

## 9. むまづプレミアム商品券の換金について

- (1) 取扱い事業所は、使用済みの商品券を換金取扱金融機関へ「換金伝票」とともに持参してください。使用済み商品券の偽造等を審査した上、指定した口座に入金となります。  
※換金時には必ず取扱い事業所証を提示し、身分証明書をお持ちください。
- (2) 換金取扱金融機関の営業日（窓口のみ）の対応になります。夜間や土・日・祝日の取扱はできません。
- (3) 換金にかかる振込手数料は個人の負担となります。
- (4) 換金期間は令和元年 10 月 1 日（火）～令和 2 年 3 月 13 日（金）までです。  
※期間経過後の換金には一切応じられません。ご注意下さい。

## 10. その他留意事項

- (1) 「募集要領」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。

(2) 「募集要領」を含むこの事業の取扱いに追加・変更があった場合は、沼津商工会議所ホームページでお知らせします。

#### **問合せ先**

商品券取扱い事務に関すること

沼津商工会議所 地域振興課

(TEL:055-921-1000 FAX:055-921-1105)

沼津プレミアム商品券事業に関すること

沼津市 商工振興課 プレミアム付商品券事業推進室

(TEL:055-934-4750 FAX:055-933-1412)